

「金融関連分野^(※1)における個人情報保護に関するガイドライン（案）^(※2)」に関する意見募集結果（概要）

（※1）本資料において、金融関連分野とは、以下の（※2）の3種の分野をいう。

（※2）具体的な個人情報保護に関するガイドライン（案）は次のとおりです。

金融分野：金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）

金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）の安全管理措置等についての実務指針（案）

信用分野：信用分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）

債権管理回収業分野：債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）

1. 実施期間

平成28年12月15日（木）から平成29年1月13日（金）まで

2. 意見提出者数及び提出意見数

ガイドライン（案）ごとの意見提出者数及び提出意見数は次のとおりです。

（1）金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）

① 意見提出者：24者

○団体・事業者	14者
○個人（匿名含む。）	10者

② 提出意見数：134件

○機微（センシティブ）情報	59件
○個人情報等の漏えい事案等への対応	16件
○目的等	8件
○その他	51件

(2) 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）

① 意見提出者：3者

○団体・事業者	3者
---------	----

② 提出意見数：16件

○機微（センシティブ）情報	5件
○組織的安全管理措置	4件
○その他	7件

(3) 信用分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）

① 意見提出者：3者

○団体・事業者	1者
○個人（匿名を含む。）	2者

② 提出意見数：3件

○機微（センシティブ）情報	1件
○個人データ漏えい等の報告等	1件
○その他	1件

(4) 債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）

① 意見提出者：1者

○団体・事業者	1者
---------	----

② 提出意見数：2件

○適正な取得（法第17条関係）	2件
-----------------	----

3. 寄せられた主な御意見の概要及びそれに対する考え方

(1) 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）

No.	項目	寄せられた主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	①機微(センシティブ)情報	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条における機微(センシティブ)情報には、要配慮個人情報に該当しない「労働組合への加盟、門地、本籍地」及び「性生活」情報が含まれるところ、要配慮個人情報にこれらの情報が加えられなかった趣旨に鑑み、これらの情報を機微(センシティブ)情報から排除すべきではないか。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に2件】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条第1項において定義している機微(センシティブ)情報の内容は、現行の金融分野ガイドラインにおいて規定され、これまで金融分野における個人情報取扱事業者において特に慎重な取扱いがなされてきた従来の機微(センシティブ)情報を前提に、今般の個人情報保護法の改正によって新設された要配慮個人情報を含める形で整理統合し、金融分野ガイドライン(案)上の定義としているものです。</p>
2	①機微(センシティブ)情報	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条第1項では、機微情報を取得、利用又は第三者提供しないこととされており、その例外として第1号から第8号が定められている。</p> <p>このうち、第1号から第4号の事例について、「通則ガイドライン3-1-5 利用目的による制限の例外(個人情報保護法第16条第3項関係)を参照のこと。」を追記していただきたい。</p> <p>金融機関は、不正送金等の金融犯罪被害事実に関する情報を、関連する被害防止のために、他の事業者を提供するため等の目的で、機微情報を取得、利用又は第三者提供することが必要な場合がある。</p> <p>通則ガイドライン3-1-5では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の例として、「不正送金等の金融犯罪被害事実に関する情報を、関連する被害防止のために、他の事業者を提供するため」が記載されており、取得、利用又は第三者提供できることが明確化されている。</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)は、通則ガイドラインを基礎とした上で、金融分野の個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人情報の取扱いに関して、金融分野における個人情報取扱事業者特に厳格な措置が求められる事項等を規定しています。</p> <p>したがって、御意見の「不正送金等の金融犯罪被害事実に関する情報を、関連する被害防止のために、他の事業者に提供する」場合において、当該情報が機微(センシティブ)情報に該当するときは、当該場合は金融分野ガイドライン(案)第5条第1項第2号にも該当すると解されますので、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
3	①機微(センシティブ)情報	<p>金融分野ガイドライン(案)第5条に関し、従来の「公知の情報については、機微(センシティブ)情報に当たらない」との考え方は未だに維持されているか。</p> <p>金融分野ガイドライン(案)第5条第1項柱書の括弧書が、個人情報保護法第17条第2項第5号を受けて、「本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者」により「公開されているもの」として、公開主体を限定して公知情報を機微(センシティブ)情報から除いていることを踏まえて確認したい。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<p>現行の金融分野ガイドラインにおける機微(センシティブ)情報については、金融分野における個人情報取扱事業者における実務等を勘案し、いわゆる公知なものや外形から明らかなものは該当しないと解されているところ、金融分野ガイドライン(案)における新たな機微(センシティブ)情報については、個人情報保護法第17条第2項の規定を参考に、これを明確化したものです。</p>

No.	項目	寄せられた主な御意見の概要	御意見に対する考え方
4	②個人情報等の漏えい事案等への対応	<p>個人情報保護委員会が12月18日に意見募集を開始した「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」において明記されている「3. (2)報告を要しない場合」については、金融分野ガイドライン(案)には特に定められていない。</p> <p>金融分野ガイドライン(案)第1条において、「本ガイドラインにおいて特に定めのない部分については、通則ガイドライン……が適用される」との記述があるため、「3. (2)報告を要しない場合」については、金融分野における個人情報取扱事業者にも適用されるとの理解でよいか。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に4件】</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい事案等に際して、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」ではなく、金融分野ガイドライン(案)及び実務指針(案)の規定に従うこととなります。</p> <p>なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>
5	③目的等	<p>金融分野ガイドライン(案)第1条第1項において個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)を基礎として定めていることを明記しているところ、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)及び同ガイドライン(匿名加工情報編)を基礎としている訳ではなく、これらのガイドラインの特則は定めないということか確認したい。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<p>金融分野ガイドライン(案)は、通則ガイドラインを基礎とした上で、金融分野の個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人情報の取扱いに関して、金融分野における個人情報取扱事業者に特に厳格な措置が求められる事項等を規定しています。他方で、第三者提供時の確認・記録義務等関連の対応については、特則を設ける必要はないと考えられることから、これらについては、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)等に基づき、適切に対応する必要があります。</p>
6	④その他	<p>「安全管理措置」、「従業者の監督」、「委託先の監督」について定める金融分野ガイドライン(案)第8条～第10条等には、「以下の事項の他は通則ガイドラインの例による」との文言が置かれていないことから、金融分野における個人情報取扱事業者は、金融分野ガイドライン(案)に沿って対応すればよいとの理解でよいか。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	御理解のとおりです。
7	④その他	<p>個人情報取扱事業者がクラウド上に個人データをアップロードするものの、クラウド業者は当該個人データにアクセスするためのIDやパスワードを知らず、個人情報取扱事業者のみがそのようなIDやパスワードを知っているという場合には、金融分野ガイドライン(案)第10条第2項の「他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせる」すなわち委託に該当するのか否かを確認したい。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<p>クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することができないところ、クラウドサービスの利用に際しての個人データの取扱いについて、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ&Aにおいて考え方を示しております。</p>

(2) 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(案)

No.	項目	寄せられた主な御意見の概要	御意見に対する考え方
8	①組織的安全管理措置	<p>実務指針(案)においては、漏えい事案等に対応する体制の整備に関する規定(2-6、2-6-1)があるところ、漏えい事案等への対応については、個人情報保護委員会告示として「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」が策定される予定である。</p> <p>そこで、実務指針(案)における漏えい事案等に関する規定と、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」との関係について確認したい。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に3件】</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい事案等に際して、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」ではなく、金融分野ガイドライン(案)及び実務指針(案)の規定に従うこととなります。</p> <p>なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>

(3) 信用分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)

No.	項目	寄せられた主な御意見の概要	御意見に対する考え方
9	①機微(センシティブ)情報	<p>信用分野ガイドライン(案)Ⅱ. 2. (2)の1)における各号に、「信用分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合」を追記すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ次のとおり修正します(下線部が修正箇所)。</p> <p>【修正前】 「<u>一(規定なし)</u> <u>⑦ 機微(センシティブ)情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合</u>」</p> <p>【修正後】 「<u>⑦ 信用分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合</u> <u>⑧ 機微(センシティブ)情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合</u>」</p>

(4) 債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン (案)

No.	項目	寄せられた主な御意見の概要	御意見に対する考え方
10	①適正な取得(法第17条関係)	インターネット検索により個人情報を取得する場合において、当該個人情報が適法に取得されたことが個別に確認できない場合であっても、およそ適法にネット上に掲載されることが想定されない特段の場合を除いて、一般的には不正の手段により個人情報を取得している事例には該当しないとの理解で良いでしょうか。	個別事案によりますが、一般的には御理解のとおりです。